

Title	「幻住庵」額筆者・寂源について：附センチュリー文化財団蔵『寂源書簡聚』翻刻・略解題
Sub Title	
Author	緑川, 明憲(Midorikawa, Akinori)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2011
Jtitle	三田國文 No.54 (2011. 12) ,p.47- 76
JaLC DOI	10.14991/002.20111200-0047
Abstract	
Notes	図削除
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20111200-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「幻住庵」額筆者・寂源について

附 センチュリー文化財団蔵『寂源書簡聚』翻刻・略解題

緑川 明憲

【はじめに】

寂源、と聞いて、如何なる人物で、どのような業績があるのかをすぐに想起し得る読者は、恐らく現在ではほとんど存在しないのではないだろうか。

しかし、寂源はかつて、能書としてかなり知られた存在であった。その姿は、松尾芭蕉の著名な俳文『幻住庵記』などによって知ることができる。

たま／＼心まめなる時は、谷の清水を汲て自ら炊く。とく／＼の筆を侘て一炉の備へいとかるし。はた昔住けん人の、殊に心高く住なし侍りて、たくみ置ける物ずきもなし。持仏一間を隔て、夜の物おさむべき処などいさ／＼かしつらへり。さるを、筑紫高良山の僧正は、加茂の甲斐何がしが敵子にて、此たび洛にのぼりいまそかりけるを、ある人をして額を乞。いとやす／＼と筆を染て、「幻住庵」の三字を送らる。頓て草庵の記念となしぬ。

（『猿蓑』巻六所収本文による）

『幻住庵記』とは、元禄三年（一六九〇）に郷里の伊賀上野に帰った芭蕉が、旅の疲れを癒すため同年四月六日から七月二十三日まで、琵琶湖畔の国分山にあった幻住庵に滞在した時の記録である。¹⁾この本文中に見える「筑紫高良山の僧正」こそが、本稿で取り上げる寂源であり、芭蕉がその揮毫を欲するほど、寂源は当時名の聞こえた能書のひとりだった。

大師流研究の先学、小笹燕齋（一八九五—一九八〇）もまた、その著『書道大師流綜考』（昭和十六年刊）の中で寂源を高く評価している。曰く「吾人の、寂源に於て最も偉と為すべきは、その識才を以てして斯流儀を具体的集成せしにあるなるべし」と。日本書道史を知る上では、本来ならばもっと注目されてよい人物といえる。

ところで、稿者は『三田國文』第五十三号（平成二十三年六月）の蕪稿において、センチュリー文化財団所蔵の資料の多くが、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫に寄託されたことを述べた。その後、寄託品の調査を進めるうちに、燕齋翁がかつて所蔵し、『書道大師流綜考』にもその一部を紹介している寂源の書状（全八通）が含まれているのを確認した。寂源の書状がこ

れほどまとまって伝わるのは極めて稀で、内容もこれまで知られていない事実や交友関係を含んでおり、大変面白い資料である。

本稿では現在センチュリー文化財団蔵にして、小笹燕齋旧蔵の『寂源書簡聚』²⁾などから得られる情報に基づいて、初めに寂源の略伝を挙げ、続いて『寂源書簡聚』全八通を翻刻し、それぞれに略解題を附した。未だ謎の部分が多い寂源の生涯に一筋の光を当て、今後の研究に多少なりとも資することができればと考えている。

【寂源略伝】

寂源の人となりについて、『寂源書簡聚』から得られる情報に、智湛撰『横河堂舎並各坊世譜』(『天台宗全書』第二十四卷所収)、『賀茂禰宜神主系図』(賀茂原主同族会蔵)、前掲『書道大師流綜考』の三書に見られる情報も加えて、可能な限り述べてみたい。

寂源は書道大師流の鼻祖とされる藤木敦直(一五八二—一六四九)の四男で、寛永七年(一六三〇)に誕生。新潮日本古典集成や『芭蕉講座』第五卷などの『幻住庵記』注では次男としているが、実際には夭折した三人の兄、全直・理直・重直がいる。母についてはわかっていない。

寂源の俗名は字直(読み方不明)、通称を虎蔵、また権七と¹⁾いう。『国書人名辞典』では諱を「宗直」とするが、少なくとも『寂源書簡聚』や右の三書からは、「宗直」を確認できない。『賀茂禰宜神主系図』などによれば、寂源は右大臣菊亭(今

出川)晴季の猶子になったとする。しかし、晴季は寂源が誕生する十三年前の元和三年(一六一七)に既に薨去しており、晴季猶子説は誤りであろう。おそらく、晴季ではなく、孫の右大臣経季(一五九四—一六五二)を指すかと思われる。

寂源はのちに、比叡山横川戒心谷にある龍禪院の初世乗俊について出家する。具体的な時期は不明だが、『横河堂舎並各坊世譜』に、乗俊の示寂年が正保四年(一六四七)と記されているため、これ以前、すなわち寂源の十八歳までに出家していることになる。

承応二年(一六五三)、二十四歳で龍禪院四世となり、さらに明暦三年(一六五七)、二十八歳までには江戸の東叡山寛永寺に遷っている。『寂源書簡聚』にはしばしば「輪王寺宮」の名が登場するが、その交流は、この江戸滞在期間に始まったと考えてよからう。なお、この当時は「実源」と称していた。

僧綱の経歴は、延宝七年(一六七九)三月七日に権僧正に任ぜられた。実際に、この年六月二十七日に臨書した空海筆『風信帖』の落款に、「権僧正寂源」と署名している。また、貞享二年(一六八五)九月十四日、勅命により東寺所蔵の空海の書を臨書した功で、僧正に任ぜられた。やや複雑なので整理すると、

寛文八(一六六八)年八月(三十九歳)以前 権大僧都

延宝七年六月(五十歳)

権僧正

貞享二年九月(五十六歳)

僧正

となる。

さて、寂源は寛文九年、三十八歳の時に筑後国久留米にある高良山（御井寺）の五十世座主となって同地へ下向したことが、倉富了一氏『高良山物語』（菊竹金文堂、昭和九年）などに記される。次の【翻刻・略解題】で具体的に紹介する『寂源書簡聚』の書状①や④で、九州に所領を持つ大名が登場するのは、筑後滞在中に始まったのであろう。久留米藩主有馬家から深い帰依を受けていたというが、少なくとも、『寂源書簡聚』には有馬家の名は見えない。

右の『高良山物語』では、座主寂源を「御井寺中興の名僧」と評価する。理財の道にも長けていたともいい、杉や松の苗を高良山に植えて材木として用いるよう図ったり、あるいは旧跡の保存や廃寺の復興などにつとめたとされる。

寂源の事績のうち、文学的に見て特に興味深いのは、『高良山十景詩歌』を編纂し、刊行したことであろう。「堯恕法親王日記」天和三年六月四日条に「今日月光院（＝寂源）来、高良山十景詩歌持参」とあり、企画は天和三年には始まっていた。『国書総目録』によれば、貞享二年に出版されたとあるが、次に記す作者の官位は、実際に貞享二年当時のものと齟齬はない。題と作者は、以下の通り（官位は本のみママ）。

竹楼春望／（詩）妙法院宮堯恕親王、（歌）左大臣近衛基熙
吉見満花／（詩）大納言三条実通、（歌）内大臣菊亭公規
御手洗蛭／（詩）大納言柳原資行、（歌）大納言日野弘資
朝妻清泉／（詩）中納言高辻豊長、（歌）大納言園基福

青天秋月／（詩）右大将花山院定誠、（歌）大納言中院通茂
中谷紅葉／（詩）侍従柳原秀光、（歌）中納言日野資茂
不濡山粟／（詩）少納言伏原宣幸、（歌）中納言阿野季信
鷲尾素雪／（詩）参議東園基量、（歌）大納言鳥丸光雄
高隆晚鐘／（詩）侍従勘解由小路韶光、（歌）中納言平松時量
玉垂古松／（詩）曼殊院宮良尚親王、（歌）二位白川雅喬

『寂源書簡聚』の書状②の内容が示すように、寂源には朝廷歌壇とのつながりが確かにあった。②の書状から察するに、右の作者の中の誰かを師として和歌を学んでいた可能性も十分に考えられる。さらにこうした歌壇との結びつきに加え、菊亭家の猶子という自身の立場を利用して、近衛基熙・中院通茂・日野弘資・鳥丸光雄など、古今伝授を受けている当時の歌壇の実力者たちに詠歌を依頼することができたのであろう。もちろん、この詩歌を企画することにより、自身が座主をつとめる高良山の喧伝を図ったものと思われる。倉富了一氏は「御井寺中興の名僧」としているが、筑紫にありながら、京との関わりを持ち続け、月卿雲客をしてわざわざ一寺院のために『高良山十景詩歌』を詠ましめる手腕は、並々ならぬものがある。

なお、当時この作品がどの程度受容されたのかは、詳らかでない。しかし、およそ百年後の寛政元年（二七八九）に、『高良山十景詩歌』と同じ題に基づき、泉守庵東義によって発句選『題高良十景』（『俳諧拾玉集』所収）が編まれた。全容は未見だが、部分的に『高良山物語』によってその内容の一部が知られる。発句作者に記された居住地を見ると、大坂・越前・京・

長崎・東武・美濃・伊勢・駿河などとなっており、かなり広い地域から発句が詠まれていることがわかる。泉守庵東義なる者の力量にもよるだろうが、この作品の成立は、寂源の企画した『高良山十景詩歌』が後世へ与えた影響のひとつといつてよいだろう。

忘れてはならないのは、能書としての事績である。藤木敦直を父として生を受けた寂源もまた、父の天性を受け継いだらしい。江戸時代後期に出版された『古今墨蹟鑑定便覧』に「殊ニ能筆ニシテ、世頗ル称誉ス」とあるように、能書の誉れが非常に高かった。当時入道で重視された伝授は、本来ならば兄の全直・理直・重直から受けるべきところ、先ほども述べたように、これらの兄はいずれも夭折したため、敦直門下の本庄道芳（旗本・幕府五代将軍徳川綱吉の母桂昌院の継父の子）より受けている。『寂源書簡聚』の書状⑧には桂昌院周辺の人物が登場するが、それはこうした関係によるものといえる。額字の揮毫としては、本稿冒頭で触れた『幻住庵記』に見える「幻住庵」額のほかに、高良山御井寺本坊の「蓮台院」や筑後国分寺の「国分寺」などが確認される。

ちなみに、「幻住庵」額を、芭蕉は「ある人をして額を乞うた」とある。寂源と芭蕉を結びつける「ある人」とは誰を指すのか、結論から先に言えば、『新芭蕉講座』第九巻「評釈」の中で市橋鐸氏が指摘しておられるように、北向雲竹（一六三二—一七〇三）である可能性が高い。というのも、雲竹は寂源と同じ大師流に属する書家である上、『猿蓑』の序文の版下を書き、さらに芭蕉の書の師であったとされるからである。もちろん

ん、雲竹の師承関係や、寂源と雲竹とが実際にどの程度の交流を持っていたかについてはまだ不明な点もあり、即断はできないが、同じ大師流の書家を窓口として、芭蕉は寂源から額を入手したのではないかと思われる。

さて、寂源は晩年、洛北の鷹峯に移り住み、『高良山十景詩歌』の作者のひとり花山院定誠（一六四〇—一七〇四）や、小田原藩士の松井拙齋らに書法を教授した。ここで多少問題となるのは、晩年、すなわち、隠棲の時期についてである。『高良山物語』や『国書人名辞典』によれば、その上京・隠棲の時期を元禄元年とする一方、『横河堂舎並各坊世譜』では元禄八年としている。どちらが正確なのであろうか。

ここで『寂源書簡聚』に注目したい。例えば、書状②と書状④を除く全ての書状（いずれも元禄二年以降のもの）と推定）には、「蓮台院僧正」などと署名しているが、「蓮台院」とは、高良山の座主が住する寺院（本坊）であり、元禄二年以降も高良山座主だったことを端的に示している。

さらに書状から文言を拾えば、書状①（元禄六年）では早魃のため、西国筋の請雨の祈禱を行うことを記し、書状⑥（同七年）に見える「爰元後任之願」や「退院茂程近成申候」の文言は、座主の後継についての様子をうかがわせ、そして、書状⑦（同七年）には「西州」（九州）を出立したと記す。

芭蕉の『幻住庵記』にも目を向けよう。「筑紫高良山」の寂源が「此たび洛にのぼりていまそかりけるを」云々の記述通り、この段階でも、あくまで寂源は高良山の僧なのである。隠棲しているのであれば、「前高良山の僧正」などと表記するは

ずであらう。また、【はじめに】で紹介した『猿蓑』所収の『幻住庵記』で、「筑紫高良山の僧正」となっている箇所があるが、異本である米沢家本や棚橋家本『幻住庵記』では、「高良山蓮台院の僧正」と、より具体性をもって記されている。

結論として、『寂源書簡聚』などから判断するに、元禄元年を上京・隠棲の時期とするのは、誤りであるといえる。実際には最晩年に至るまで在山し、具体的には元禄七年に高良山を退院、そして『横河堂舎並各坊世譜』が記すように、元禄八年（六十六歳）を京での隠棲時期の始まりとするのが正しいようである。

このように多岐に亘って活躍した寂源は、元禄九年二月二十三日に示寂した。享年六十七。茶毘にふされ、高良山と、現在の京都市北区西賀茂鎮守菴町にある小谷墓地（上賀茂社家一族の墓地）に埋葬された。小谷墓地の墓を昭和十二年に燕齋翁が確認したところでは、既に摩滅して展拝が不可能だったという。近年、稿者も燕齋翁に倣って小谷墓地で掃苔を履行したが、もはや墓石そのものを見つけないことができなかった。

最後に、寂源の号には一如・良阜・不濡山人などがあり、また、月光院や遮那院とも呼ばれた事実があることを付け加えておく。『堯想法親王日記』の中で月光院と呼ばれていることは既に触れたが、月光院は筑後にあり、寂源が龍禅院の次に移った寺院であるという。とすれば、遮那院もまた寂源が住まいした寺院なのであろうか。

略伝までの註

- (1) 雲英末雄氏・高橋治氏『芭蕉』（新潮社、平2）による。
- (2) 『寂源書簡聚』の名称は、センチュリー文化財団寄託資料目録に基づく。
- (3) 『横河堂舎並各坊世譜』による。
- (4) 橋本経亮筆『弘法大師書流系図』（センチュリー文化財団蔵、斯道文庫寄託）の万治元年十一月二十一日付の寂源の本奥書による。奥書には明暦の大火（振袖火事）に罹災し、藤木敦直筆の系図を焼失した旨などが記される。
- (5) その後、寛文八年八月八日付の花山院定誠宛書状（平安通志）巻四十所収）では「権大僧都寂源一と署名しており、寛文初年前後に実源から寂源へと改称したらしい。
- (6) 『堯想法親王日記』貞享二年八月二十三日条による。
- (7) 『書道大師流綜考』による。
- (8) 『賀茂禰官神主系図』による。
- (9) 宇高浩氏「芭蕉と筑後高良山の寂源僧正」（『筑紫史談』第三十六集、大14）による。
- (10) 後世「高良山杉」と呼ばれ、周辺から良材として知られるようになったという（『高良山物語』）。
- (11) 『高良山十景詩歌』には入集していないが、寂源自らも十景詩歌を詠じている。なおこの作品は、影印に鶴久二郎氏が編集に関与された『筑後の国名所 筑後高良山十景』（昭53。和歌のみ）などがあり、また、翻刻が『高良山物語』に収載される。ちなみに寂源の著作には他に、『高隆寺鐘銘序』や『高良山神社仏閣記』などがある。
- (12) 父である藤木敦直は寂源が十九歳の時に卒しており、父からの伝授は叶わなかったらしい。
- (13) 高良山の別称のひとつに、不濡山（ぬれずやま）がある。

【『寂源書簡聚』 翻刻・略解題】

《書誌》

所蔵者 センチュリー文化財団蔵、慶應義塾大学附属研究所
道文庫寄託

函架番号 セ二四八―〇二一

装訂・巻冊数 卷子装、一軸

表紙 丁子色地亀甲鳳凰文様緞子表紙、高さ三五・二cm

外題・内題 共になし

印記 「茂美秘笈」(小松茂美蔵書印)

備考 『書道大師流綜考』中の「家蔵大師流諸家遺墨目録」の

寂源の項で、「書簡、贈寄花山院定誠、藤木生直等、八通、一卷」と紹介されるように、小笹燕齋の旧蔵品のひとつとわかる。現在の表装は、おそらく燕齋翁によって新たになされたものと思われる。書状の順番が持つ意図については、明確でない。八通は、もと折紙であったものが殆どだが、表装するに際し、折り目で裁断し、上下または左右に並べて継がれている。

《翻刻凡例》

▼各書状群にある丸数字は、巻頭から現れる順番に、私に付したものである。

▼翻刻中にある「■」は、虫損または未読の箇所を示す。

▼書状中に用いられる異体字や特殊な仮名を、通行の字体に改めた箇所がある。

▼掲載した図版の大きさが若干不均一なのは、一紙ごとに寸法や字数がそれぞれ異なるものを一括して一ページずつに収め、読み易さを図った結果であり、撮影等によるものではない。

① 花山院入道自寛（定誠）宛
〈上段〉

猶々も以来久以書中

不窺御機嫌候仍而唐紙

一箱篋相物候得共致献

今度日光御門跡^①

上度候不苦思召候は、

御上洛之由為御見廻

御披露可被下候以上

使僧上せ候付以序

呈卑簡酷暑之

時節益御機嫌

能被為成候哉承度

奉存候当表無相

変儀候乍去旧冬より

左脚少々痛行歩

不自由候故御見廻

罷上候儀難成候

尤非本意候得共不及

料簡候御門主御

上京に而堂上方も

少々騷鋪方にて可

有御座与存候將又

鍋鳴備前守殿最早

①上段

〔下段〕

御帰国に而候哉此方へは
于今通信無御座候
今度使僧上候取紛
以飛札御見廻不申上候
定而於其御地御対
面可被遊与奉察候
稲葉能登守殿は去る
四日御帰城之旨早々被
仰聞候西国筋当夏
之早魃終不覚事候
五月節句之比少降候
迄にて当月朔日に初而
降申候依之請雨之
祈禱に折骨申候此等
之旨可然様被仰上候而
可被下候尚期後信之時候
恐惶謹言

蓮台院僧正

六月廿三日 一如(花押)

花山

入道殿に而

御近侍御披露

①下段

(1) 輪王寺宮公弁親王（一六六九—一七一六）。親王は後西院の第六皇子で、母は六条局（梅小路定子）。毘沙門堂門跡に続き、日光（輪王寺）門跡をつとめたのは、元禄三年から正徳六年（一七一六）四月十七日までの間。ちなみに、親王が元禄六年四月二十七日から同年十月二十九日まで滞京していることが、『横河堂舎並各坊世譜』や『統史愚抄』などで確認できる。

(2) 肥前国鹿島藩（佐賀藩支藩、二万石）第二代藩主の鍋島直条。直条が備前守に任ぜられていたのは、寛文十二年十二月二十八日から宝永二年（一七〇五）四月三十日までの間。

(3) 豊後国臼杵藩（五万石）第六代藩主の稲葉知通。知通が能登守に任ぜられていたのは、貞享元年十二月二十五日から宝永三年四月十五日までの間。

(4) 蓮台院、浄蓮台院ともいう。高良山御井寺の本坊。寂源は御井寺五十世の座主として筑後へ下向している（略伝において既述）。

(5) 寂源は花山院定誠に書法を伝授したことは、『賀茂禰宜神主系図』などに見える。この場合も、定誠を指すのであろう。定誠が出家し、法名自寛を名乗るのは元禄五年二月二十六日（『諸家伝』）以降のこと。

▼花山院定誠に宛てて、輪王寺宮公弁親王の上京や、自身の健康状態、そして西国大名の消息などについて述べたもの。

註(1)で示した通り、公弁親王の上洛は元禄六年四月二十七日から十月二十九日までのこと。また、定誠の出家が元禄五年二月二十六日などの点を考慮すると、この書状は元禄六年六月二十三日の筆（寂源六十四歳）と推定される。もと折紙で、上下に継ぐ。上段は縦一七・四cm、下段は縦一七・七cm。

② 明正院下北面、松波光直（藤木芳直）宛

此愚詠十首此辺に而
同土之者有四五輩各
誦申候此十首は私申候へ共
曾而善悪之弁に無之
只口にまかせたる斗候
扱題の組様も不存者
はかりに候故心にうかむ
事斗を題として

つらね申候都の衆の目

■^(虫類)(にか)は嚙かた腹いたく可被

思召候へとも耻候而埒明候

期無之候故先御自分迄

懸御目候いつかたそ可

然御方様の御目に御懸候而

添削なと候へは上々点なと

被遊候得は重畳にて候

思召の程をも貴丈御

聞取候而御察■被^(虫類)

下候田舎ものゝ不入事

なから卑情を述る

はかりにて候かしく

僧正

藤主殿殿⁽⁷⁾

②

(6) 未詳。「丈」には長老・朋友の意があり、「貴殿」「貴君」などと同様に用いたか。

(7) 明正院下北面の松波光直（藤木芳直。一六五九—一七一八）。上賀茂社新宮禰宜藤木宣直の次男。元禄十一年に本名に復するまでは、後水尾院下北面の松波光教（松波家の本姓は藤原）の養子となっていた。芳直が主殿助に任ぜられていたのは、寛文十年十二月二十七日から元禄十一年までの間。芳直の実弟吉川大藏卿法印養盛（旧名藤木言直）が輪王寺宮の坊官をつとめており、そのあたりから交流が生まれたのであろう。

▼寂源が下北面の松波光直を介して「可然御方様」（詳細不明）に和歌の添削の頼む内容を持つ。筑紫にあつても、寂源が朝廷歌壇とのつながりを持つとうとしていたことを示す資料。

この書状の年代を特定するのは難しいが、「都の衆の目」や「田舎ものゝ不入事」などの文言から想像するに、高良山座主在任中に書かれたものであることは間違いない。さらに署名に「僧正」とあることから、貞享二年以降（寂源五十六歳以降）に書いたものであろう。縦一七・五cm、横四六・三cm。

③ 有栖川宮諸大夫、矢嶋貞玄宛

〈第一紙〉

追而此一箱些少候得共此筋
は物候故令献上候次に
各へも一箇つゝ送進候かしく

雖事応候改春

之賀儀重畳申

納候先以

宮様御機嫌克

御重年可被遊与

恐悦奉存候次

各御安全御勤

被成候哉久絶音

問候旧年は

宮様へ布引滝之

絵之儀申上候処

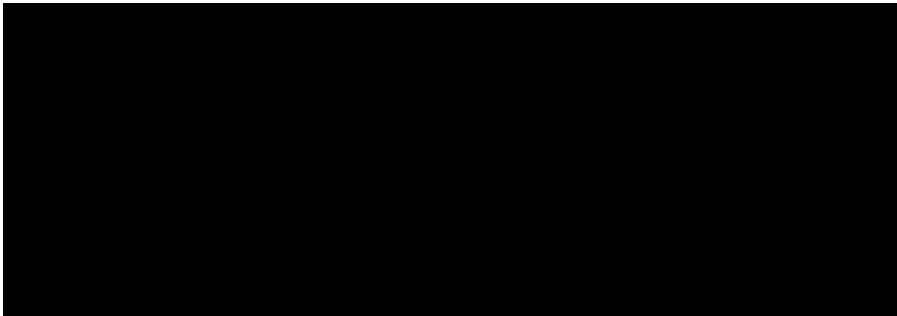
早々被遊被下候

段難有奉存候

其後又御贄之

願申上候是又

③第一紙



③第二紙

〈第二紙〉

御前之儀可然

様御取成奉憑候

当地無相更儀

羊僧堅固令在

山候猶期後信之

時候恐惶謹言

蓮台院僧正

三月五日

矢嶋豊前守殿

一如(花押)

(8) 後述する宛所の「矢嶋豊前守」により、有栖川宮幸仁親王（一六

五六―一六九九）と判明。幸仁親王は後西院の皇子で、寛文七年四

月八日に高松宮家を相続し、同十二年六月八日に有栖川宮と改称。

書状①などに登場する公弁親王は、幸仁親王の異母弟にあたる。

(9) 鈍根・愚痴の僧侶のこと。ここではへりくだって自身の称として

使用。近い時代の用例として「貴翰拝受、抑臨時御修法下行之事、

近例大法二百石小法百石小御修法廿石に候、半僧覚悟之通知此候、

恐惶謹言」（延宝四年六月十二日付、日敵院荒憲筆園基福宛書状、

『羌恕法親王日記』所収）などがある。

(10) 有栖川宮家諸大夫の矢嶋貞玄（一六五一―一七三八）。もとは滝

内勘解由と称す。天和二年（一六八二）六月に、後西院の勅命によ

って矢嶋と改姓。貞玄が豊前守に任ぜられていたのは、元禄元年三

月二十五日から宝永六年四月四日までの間。

▼寂源が有栖川宮幸仁親王に「布引滝之絵」を所望し、直ちに親王が揮毫したことに礼を述べる内容を持つ。有栖川宮家との関係が密接にあったことをうかがわせる。

書状の宛所である矢嶋貞玄の任豊前守が、元禄元年三月二十五日であるので、この書状は翌二年三月五日から示寂する前年の八年三月五日（寂源六十歳から六十六歳）までの間に書かれたものと推定される。もと折紙で、左右に並べて継ぐ。縦はともに一七・七cm、横は第一紙が四九・六cm、第二紙が四三・六cm。

④ 宛所欠のため不明

〈第一紙〉

猶々去月九日之飛札

稲葉右京殿より当月四日

到来 尊公様にも御残多

就龍禪院奄紀

可被思召上と被仰下候

預尊 ■ 謹奉拝見候

上都虚実之説相聞

如貴慮凶実到

驚申事候かしく

来驚歎絶倒

之段御察可被成候

去年結構被仰付候

得は 尊公様にも

御不便思召可被上与

奉恐察候病中

種々御懇意之段

法眷中より具申来

不残忝奉存候上野

松林院（山）よりも頃日飛札

到来 尊公様御

懇意難有奉存候

我等方より可然様御礼

申上候様にと申越候

④ 第一紙

〈第二紙〉

老少不定は忍界⁽¹⁵⁾之
習とは申なから前後相
違之苦無遣方候
近年之中退隱之
願も延引可罷成与
鬱情何日晴可申候哉
本門院⁽¹⁶⁾参上之刻
後住之事迄被添
御意候由難有奉
存候追而此義は
甲州方⁽¹⁷⁾迄内存可
申遣候旨御内話可
被下候恐惶敬白

④第二紙

(11) 豊後国臼杵藩主五代藩主の稲葉景通。景通が右京亮に任ぜられていたのは、承応三年十二月二十八日から卒する元禄七年閏五月二十日までの間。註(3)で記した稲葉知通は実弟にあたる。

(12) 龍禪院は比叡山延暦寺のうち、横川戒心谷にある寺院(武覚超氏『比叡山諸堂史の研究』法蔵館、平20)。寂源が第四世の住持をとめた寺院である(『横河堂舎並各坊世譜』)。

(13) 未詳。僧侶の名か。

(14) 東叡山寛永寺の塔頭のひとつ。貞享元年、龍禪院第五世住持の寂仙が遷っている(『横河堂舎並各坊世譜』)。

(15) 未詳。「忍」には「むごい」などの意があり、「苦界」などと同様に用いたか。

(16) 未詳。

(17) 甥の藤木生直(二六五六―一六九九。初名道直)を指すか。生直は敦直の子重直(寂源の兄)の子で、甲斐守に任ぜられたのは元禄二年十二月十六日。のち、元禄十二年九月十九日に江戸で客死。書状⑦に「藤甲州去々月東行」とあるように、しばしば江戸へ下向していたらしい。

▼自身に近しいと思しき龍禪院の僧侶(「奄紀」か)が没したことを歎いている内容。「老少不定は忍界之習とは申ながら、前後相違之苦、無遣方候」とあることから、件の僧侶は寂源よりも年少であったのだろう。

藤木生直を「甲州」と称していること(甲斐守任官は元禄二年)や、同七年に卒した稲葉右京景通に触れていることから、その間の筆(寂源六十歳から六十五歳)であろうと思われる。もと折紙で、左右に並べて継ぐ。縦は約一七・五cm、横は第一紙が五一・〇cm、第二紙が四四・三cm。

⑤ 有栖川宮諸大夫、藤木成宗宛

〈第一紙〉

改年之御慶

無休期珍重申

納候 公私益可

為御勇健与奉

察候当表無

相変事羊僧

無事罷有候

一 此文箱急用申

遣候旨藤主殿方へ

早々為持被遣可

被下候恐惶謹言

蓮台院

二月朔日 (花押)

〈第二紙〉

藤木右近殿

⑤

(18) 松波光直。註(7)を参照のこと。

(19) 有栖川宮家諸大夫の藤木成宗(一六六一—一七一六)。母は後西院上北面の藤木佳直の娘で、註(7)で触れた松波光直(藤木芳直)

とは従兄弟同士。成宗が右近衛將監に任ぜられたのは、元禄六年十一月二十五日。この日をもって有栖川宮家に取り立てられたらしい。なお同じ藤木姓であるが、現段階で寂源との血縁関係については認められない。

▼藤木成宗に対して年頭の賀を述べたもの。松波光直に「文箱」を送ったとるが、その詳細については不明。

成宗が右近衛將監に任ぜられたのは元禄六年十一月二十五日であることから、同七年二月一日から示寂する同九年二月一日(寂源六十五歳から六十七歳)までの筆と推測される。

もと折紙で、左右に並べて継ぐ。縦はともに一七・七cm、横は第一紙が四三・二cm、第二紙が五・〇cm。

⑥ 有栖川宮諸大夫、藤木成宗宛
〈上段〉

追而賀茂祭之事久

断絶之処中 当御代

御再興被遊候事

四月廿一日之御返書

一社之大幸此事奉

頃日相達令捧誦候

存候先月は甲州宅へ

先以 宮様益御機

宮様入御被遊候由申

嫌克被為成候由恐

来冥加之至と奉存候

悦奉存候次貴丈

拙子式迄難有奉存候

諸大夫被 仰付候義

由御序に仰上可被下候

冥加之至御厚恩

三四月より眼病氣に

難有御義拙子式迄

成候而居申候故書中

御同意忝奉存候

例より別見へかね可

将又野生事折々

申と存候かしく

⑥上段

⑥下段

被 仰出候旨難有
奉存候関東よりの
吉左右菟角之
御沙汰未承候御事
繫中候得は中々
之思召出候儀有之
△下段△

間舗存候爰元後住
之願相濟候由頃日
使僧方より先達而申
来候致喜悅候退
院茂程近成申候
委細は甲州能
存候間御物語可申
述候御序之刻
尊前之儀可然様
被仰上候而可被下候
不悉謹言

蓮台院

六月廿七日 一如〔花押〕

藤木右近将監殿

貴酬

(20) 賀茂祭(葵祭)が再興されたのは、元禄七年四月十八日のこと
『続史愚抄』・『公卿補任』など。応仁元年(一四六七)以来、実
に二百二十七年ぶりの再興であった。寂源は上賀茂社家の出である
ので、書状に「一社之大幸」云々のごとく非常に喜んだのである
う。

(21) 藤木生直。註(17)を参照のこと。

(22) 有栖川宮幸仁親王。註(8)を参照のこと。

(23) 狩谷椽斎の竹村茂雄宛書状(『日本書画苑』第一所収)に、「拙子
戯に申候事御座候、広沢出候て世人悪筆になり、東江出候て世間無
筆になり候と申てわらひ申候」云々とある。私、の意で用いたか。

▼藤木成宗が有栖川宮家の諸大夫に取り立てられたことを祝う
内容。賀茂祭再興の喜びも合わせて述べている。さらに「爰
元後住之願、相濟候」や「退院茂程近成申候」とあり、自身
の高良山よりの隠居についても触れている。

成宗の任右近衛将監や、賀茂祭再興の時期などを総合的に
考えると、この書状は元禄七年六月二十七日(寂源六十五
歳)の筆と思われる。もと折紙式で、上下に継ぐ。上段が縦
一七・八cm、横五〇・四cm。下段が縦一七・四cm、横五〇・
四cm。

⑦の1

⑦ 有栖川宮諸大夫、藤木成宗宛

猶々昨日は天氣能

雷社之御祭礼⁽²⁴⁾首尾克

可相調と奉察候今少

一昨十七日三条辺迄

早罷上候は、可致拜見

到着候間捧卑翰候

物をと残懷此事故

先以 宮様御機嫌

於御官暇少々得御意度候

可被為成与奉恐

追而矢嶋豊前守殿へ以別幣

察候各御平安御勉

可申述候へとも右之仕合にて

被成候哉承度候

罷有候故令略候⁽²⁵⁾宣預御

仍而拙子事去月廿

心得候かしく

七日出西州候得とも⁽²⁶⁾

船中風雨不順に而

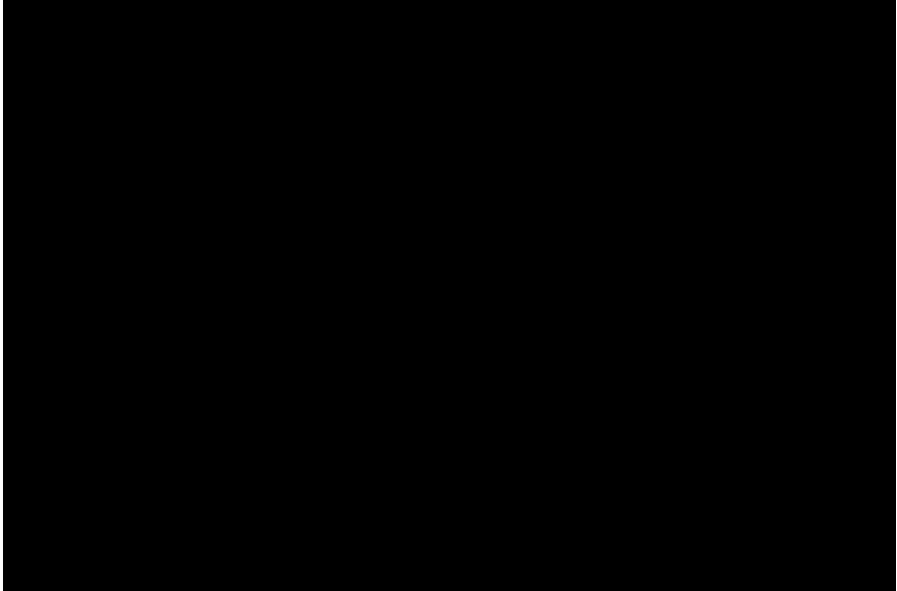
漸一昨日及暮

路次風雨彼此疲

劳いたし

御所様へも無音打
過候此気色候は、一兩
日中伺候も難
成存候付先貴殿迄
内証如斯御座候
気色繕候而二三日中
以参上可窺御機嫌
与存候先此等之旨
尊前可然様奉⁽²⁸⁾
憑候随而藤甲州
去々月東行是は

⑦の2



⑦の3

私参府候付前以
内用有之遣之候
私到着迄は滞留
可仕与存候不宣

蓮台院僧正

卯月十九日 一如（花押）

藤木右近将監殿

(24) 賀茂別雷神社（上賀茂神社）の祭礼、すなわち賀茂祭のこと。註

(20) を参照のこと。

(25) 私の意で用いたか。註(23)を参照のこと。

(26) 西方の土地、本土の西の意。わが国では西国や九州を指す。

(27) 有栖川宮幸仁親王を指すか。

(28) 藤木生直。註(17)を参照のこと。

▼九州より船で上京する途次に、藤木成宗に宛てたものである。【寂源略伝】でも述べたように、これは高良山退院を指すものと思われる。なお、これまで寂源の江戸下向については明暦度や貞享度が確認できたが、『堯恕法親王日記』など、「私参府候」云々とあることにより、晩年に至っても江戸へ出向いていたことが判明する。

成宗の任右近衛将監、賀茂祭再興などの時期を総合的に考えると、この書状は元禄七年四月十九日の筆（寂源六十五歳）かと思われる。この前日の四月十八日には賀茂祭が再興された。縦一八・五cm、横一〇三・二cm。



⑧の1

⑧ 有栖川宮諸大夫、矢嶋貞玄宛

猶々藤木右近事少々⁽²⁹⁾

物かたり申度事有之候

明朝飯後 貴亭まで

御手字謹而拝誦

被罷出候事は成申ましく候や

如仰頃日は御物遠

成申程の気色に候て被仰遣

打過候少以参上今

可申入事候かしく

一度窺御機嫌度

追而此掛香に付御苦勞をかけ

奉存候得共先日木下

申候事冥加に懸候義と存候

清兵衛方へ参候得は

間せめて御玄関まで成共

今宮社善峯寺

御礼罷上度存候かしく

岩倉へ参詣候而

可然存候と被申聞候

如何様能みやけ

にても御座候と存

右三所共昨日迄に

致参詣候去廿五日には

竹内御門主坂本被為

成候故御見舞

申上候今朝は山科

久遠寿院殿へ参候

⑧の2

如斯事繁候而
一円不得手透候故
乍存失本意候
先以包袋願之程
様子能被為 仰付
殊勅方に御仕立被
遊候段千万難
有奉存候此等之
趣 尊前可然
様御礼被仰上可
被下候銘書付之事
如御指図認可申候
当地発足之事
弥来朔日に相極申候
木下氏も朔日立被申候
道中にて語候にて可
有之候拙僧儀に付

⑧の3

輪御門主様⁽³⁶⁾六角杯⁽³⁷⁾へ
被仰進候儀は御座
有間鋪候哉何とそ
今一度得 尊意
度奉存候得共此
分にては如何と存
罷有候明日当地へ
御出之事は取込罷
有候間必御無用に
可被成候朝飯後
不斗以参上可申
上と存候かしく

卯月廿九日

(花押)

(29) 藤木成宗。註(19)を参照のこと。

(30) 幕府寄合木下信真(一六三五一—一七一八)。和泉守に任ず。桂昌院の用人をつとめた。神沢社口「翁草」巻五に、以下の逸話が伝わる。信真はもとは江戸日本橋本石町で帷子や革足袋を商う者に奉公していたが、使い込みが発覚して逐電。のちに桂昌院の実姉瑞光院の夫嵯峨宗實(大宮俊重。近衛家諸大夫進藤長滋の次男で、二条家の家司)に仕えて若党となったという。なお、「基親公記」元禄五年正月条以降にもその名が見える。

(31) 京都市北区紫野今宮町にある神社。著名なやすらい祭は、江戸時代には毎年三月十日に行われた。

(32) 京都市西京区大原野小塩町にある天台宗の寺院。応仁の乱で伽藍は荒廃したが、桂昌院の寄進で本格的な復興が成った。本尊の千手観音は、賀茂の神木であった樺で作られているとの伝承がある(「郡名所図会」)。

(33) 京都市左京区岩倉土蔵町には、実相院門跡や大雲寺などがある。いずれの寺院を指すかは不明。

(34) 曼殊院宮良応親王(一六七八一—一七〇八)。親王は後西院の皇子で、母は六条局。寂源が仕えた輪王寺宮公弁親王の同母弟にあたる。曼殊院は京都市左京区一乗寺竹ノ内町にある天台門跡寺院。

(35) 毘沙門堂門跡の准三宮公海(一六〇七一—一六九五)。公海は花山院忠長の子。忠長は慶長十四年七月の「猪熊事件」により蝦夷地へ配流された。公海はその後天海の附弟となり久遠寿院と号す。註(5)で挙げた花山院定誠とは従兄弟同士。毘沙門堂は京都市山科区安朱稻荷山町にある天台寺院で、公海のと附弟の公弁親王が住持となつて以降、門跡寺院となった。

(36) 輪王寺宮公弁親王。註(1)を参照のこと。

(37) 幕府高家六角広治(一六五四—一七一九)。越前守に任ず。烏丸光広の次男広賢の子。母は本庄道芳の養女。元禄二年閏正月二十一日より高家(千石)に取り立てられた。ただし元禄九年七月十日、「御行跡不宜由にて御ひつそく、御屋敷籠被仰付候」(「元禄咄聞聞集」)とあるように、こののち間もなく罰せられている。吉原遊郭

に出入りし、喧嘩騒動に巻き込まれたこともあるという。

▼紙背に「矢嶋豊前守様／蓮僧正」とあることにより、矢嶋貞玄宛と判明。「蓮僧正」とは、蓮台院僧正の略である。今宮神社・善峯寺・岩倉へ参詣したり、久遠寿院公海や有栖川宮家諸大夫の矢嶋貞玄のもとへ出向していることから、既に高良山を退院し、京に住まいしていた時に書かれたのであろうと思われる。

公海が示寂するのは元禄八年十月十五日であり、かつ藤木成宗の右近衛将監在職が同六年十一月二十五日以降なので、この書状は元禄七年か八年の四月二十九日(寂源六十六歳か六十七歳)の筆ということになる。縦一六・五cm、横一二三・一cm。

〔附記〕

『寂源書簡聚』の掲載と翻刻を御許可下さった、財団法人センチュリ文化財団及び慶應義塾大学附属研究所斯道文庫に、深謝致します。また、翻刻の際には斯道文庫教授の堀川貴司先生より御教示を賜り、資料の撮影は斯道文庫事務嘱託の西山洋介氏にお願い致しました。おふた方に厚く御礼申し上げます。